

平成23年9月27日（火）
愛知県産業労働部中小企業金融課
融資グループ
担当 宮崎、横江
内線 3333、3334
ダイヤル 052-954-6333

県融資制度「サポート資金【経済対策特別】震災要件」の 取扱期間の延長等についてお知らせします

県では、東日本大震災の影響を受ける中小企業の方々を引き続き支援するとともに、設備資金や長期運転資金など、幅広い資金ニーズにも柔軟に対応するため、「サポート資金【経済対策特別】震災要件」について、平成23年9月30日までとしていた取扱期間を6か月間延長し、平成24年3月31日までとしましたので、お知らせします。

なお、「あいちガンバロー資金」については、緊急つなぎ資金としての所期の目的を達成したことから、当初の予定どおり、平成23年9月30日までで取扱いを終了します。

○「震災要件」の概要

融資対象者	東日本大震災の影響を直接的又は間接的に受け、直近1か月の売上高又は売上高総利益額が、前年同月又は2年前同月に比べて減少している中小企業者
資金使途・限度額	設備資金・運転資金 1億円
融資期間・利率	設備・運転 3年：年1.5% 設備・運転 5年：年1.6% 設備・運転 7年：年1.7% 設備 10年：年1.8%
取扱期間	平成24年3月31日まで
その他	・据置期間：3、5年は原則6か月。7、10年は原則1年 ・信用保証料率：年0.37%～年1.74% ・無担保信用保証枠は通常8,000万円。ただし、愛知県信用保証協会が取扱い可能と判断した場合、1億2,000万円まで利用できます。 ・責任共有対象制度対象
申込先	県融資制度取扱金融機関